

# 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。

※手続きなしで受給できる世帯には福祉課から文書でお知らせします。

※令和3年4月分の児童扶養手当支給対象者には、5月10日に青森県から児童扶養手当の振込口座へ支給済です。

## 申請が必要な方 1（ひとり親世帯）

### ①、②のいずれかに該当する場合

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- ② 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りです）

## 申請が必要な方 2（その他世帯）

平成15年（2003）年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童の養育者で、①、②のいずれかに該当する場合

（障害児は平成13年（2001）年4月2日～令和4年2月28日生まれ）

- ① 児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けておらず、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる場合

## 給付額

児童1人当たり一律5万円

### 3. 申請手続き

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**福祉課または小泊支所に直接**、または**福祉課へ郵送**で提出してください。

申請用紙は福祉課と小泊支所で配布しているほか、町ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.town.nakadomari.lg.jp/news/index.cfm/detail.1.14639.html>

【必要書類 ※申請者により異なります】

- ・ 給与明細書      ・ 売上台帳
  - ・ 年金振込通知書など受け取った年金の金額が分かるもの
  - ・ 課税証明書（令和3年1月1日以降、町に転入された場合）
- ▶ 要件に該当する方に対し、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

### 「家計急変者」の基準について

- ▶ 申請者及び配偶者等の**令和3年1月1日以降、任意の1か月×12の金額が、住民税均等割非課税と同じ水準になる方が該当**します。

### 住民税均等割非課税の範囲

前年の合計所得が、

$280,000円 \times (1 + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族}) + 268,000円$

以下となる方が対象です。

例：本人、控除対象配偶者、平成30年以降生まれの子ども2人（4人家族）

$280,000円 \times (1 + 1 + 2) + 268,000円 = 1,388,000円$

→ 前年の合計所得が1,388,000円以下の場合対象となります。

※ 町ホームページ「町税のあらまし」を元に計算しています。

<http://www.town.nakadomari.lg.jp/index.cfm/10,97,23,html>

#### ◆申請に関するお問合せ

0173-57-2111（福祉課福祉係、8:15～17:00 ※土日祝のぞく）

**給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**